

令和8年4月1日から

盛土規制法の手数料が改定になります

静岡県手数料徴収条例の改正に伴い、盛土規制法の手続きに係る各種手数料を改定致しました。
ご理解賜りますようお願い致します。

なお、新しい手数料につきましては令和8年4月1日以降窓口にご提出頂くものから適用となります。

【改定前】

令和8年3月31日申請分まで

〈許可申請・中間検査〉

面積 (㎡)	許可申請		中間検査
	宅地造成 特定盛土等	土石の 堆積	
500 以内	16,000 円	11,000 円	3,000 円
500 超 1,000 以内	28,000 円	14,000 円	
1,000 超 2,000 以内	40,000 円	16,000 円	
2,000 超 3,000 以内	59,000 円	20,000 円	4,000 円
3,000 超 5,000 以内	68,000 円	29,000 円	6,000 円
5,000 超 10,000 以内	93,000 円	32,000 円	
10,000 超 20,000 以内	148,000 円	39,000 円	
20,000 超 40,000 以内	229,000 円	54,000 円	12,000 円
40,000 超 70,000 以内	359,000 円	74,000 円	24,000 円
70,000 超 100,000 以内	508,000 円	111,000 円	43,000 円
100,000 超	657,000 円	136,000 円	62,000 円

【改定後】

令和8年4月1日申請分から

〈許可申請・中間検査〉

面積 (㎡)	許可申請		中間検査
	宅地造成 特定盛土等	土石の 堆積	
500 以内	17,100 円	12,000 円	3,400 円
500 超 1,000 以内	29,100 円	14,500 円	
1,000 超 2,000 以内	41,200 円	17,100 円	
2,000 超 3,000 以内	60,900 円	20,900 円	4,400 円
3,000 超 5,000 以内	69,700 円	29,800 円	6,300 円
5,000 超 10,000 以内	95,100 円	33,600 円	
10,000 超 20,000 以内	152,200 円	40,500 円	
20,000 超 40,000 以内	234,700 円	55,800 円	12,600 円
40,000 超 70,000 以内	367,900 円	76,100 円	25,300 円
70,000 超 100,000 以内	520,100 円	114,100 円	44,400 円
100,000 超	672,400 円	139,500 円	63,400 円

〈変更許可申請〉

要件	算定
1 件につき、①から③までの合計額。	
①設計変更 (②のみ該当する場合を除く)	変更前の土地 (②に該当せず、面積縮小を伴う場合は縮小後の土地) の許可申請の面積区分での手数料額の 10%
②新たな盛土・切土の土地を生ずる変更	新たな盛土・切土の土地に係る面積区分に応じた許可申請での手数料額
③その他の変更	10,000 円

〈変更許可申請〉

要件	算定
1 件につき、①から③までの合計額。	
①設計変更 (②のみ該当する場合を除く)	変更前の土地 (②に該当せず、面積縮小を伴う場合は縮小後の土地) の許可申請の面積区分での手数料額の 10%
②新たな盛土・切土の土地を生ずる変更	新たな盛土・切土の土地に係る面積区分に応じた許可申請での手数料額
③その他の変更	10,600 円

